

医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項に基づく病床整備計画について

1. 名古屋医療圏及び尾張東部医療圏の一般病床及び療養病床の変動数

	基準 病床数 (A) H18.3.31	既存 病床数 (B) H22.3.31	計画承認 済病床数 (C)	差引数 (D) (A)-(B)-(C)	整備計画の内容					
					全 体		病 院		診 療 所	
					施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数
名古屋	床 15,195	床 20,409	床 21	床 5,235	施設数 1	床 19	病院	床	診療所 1	床 19
尾張東部	3,440	4,678		1,238	1	17			1	17

2. 病床を整備する予定の診療所

病床の種類	名称 開設者	所在地 標榜科目	開設病床数 (床)			許可の 要否	備 考
			現在	増加	計		
周産期医療 (医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項第 3 号)	フォレストベルクリニック 名古屋市守山区上志段味 90 番街区 6 はじめ 医療法人葵鐘会 産科・婦人科		0	19	19	不要	平成 23 年 4 月 開設予定 計画見直し時に記 載予定
	平針北クリニック 日進市赤池町屋下 306-2 長谷川 浩司 産婦人科		0	17	17	不要	平成 22 年 12 月 開設予定 計画見直し時に記 載予定

(参 考)

医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項

第 1 号 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。

第 2 号 へき地に設置される診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。

第 3 号 前 2 号のほか、小児医療、周産期医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。

3. 基準に対する申請内容

フォレストベルクリニック

基準	申請内容	適否
(1) 産科又は産婦人科を標榜すること。	(1)産科・婦人科を標榜	適
(2) 分娩を取扱うこと。	(2)分娩を取扱う	適
(3) 周産期医療に関して地域周産期母子医療センターとの間で相互連携体制をとっていること。	(3)名古屋医療圏内の地域周産期母子医療センターとの間で相互連携体制をとる予定	適

平針北クリニック

基準	申請内容	適否
(1) 産科又は産婦人科を標榜すること。	(1)産婦人科を標榜	適
(2) 分娩を取扱うこと。	(2)分娩を取扱う	適
(3) 周産期医療に関して地域周産期母子医療センターとの間で相互連携体制をとっていること。	(3)尾張東部医療圏域内の地域周産期母子医療センターとの間で相互連携体制をとる予定	適